

水平社創立宣言と100年後の今日的意義

—現在の部落差別実態は、私たちに何を問いかけているのか—

2021年11月20日
島根県みんなで考える人権講座

I. 水平社創立宣言を改めて読み解く

(1) 水平社創立に至る時代背景

- ①明治維新期の1871年(明治4年)に太政官布告(解放令・賤民廃止令)が發布されてから50年(融和行政の施行=当事者責任論にもとづく部落改善と風俗矯正政策)
- ②大正デモクラシー(1910年代~20年代/吉野作造「民本主義」・美濃部達吉「天皇機関説」等)、辛亥革命(1911年/翌年中華民国成立)、ロシア革命(1917年/ソ連邦成立)、ドイツ革命(1918年/翌年ワイマール共和国成立)、米騒動(1918年)、政府の全国部落調査(1919年~20年)という時代背景
- ③部落問題への関心の高まり
 1. 歴史学者・喜田貞吉(1919年7月『民族と歴史』=部落異民族起源説打破)
 2. 社会主義者・佐野学(1921年7月『解放』=「特殊部落解放論」)
〔注1〕1906年 島崎藤村『破戒』発行
 - ①近代日本文学において、最初に部落問題を真正面から扱い、その非合理的な実情を問題提起した本格的な社会小説
 - ②『破戒』の今日的意義と部落解放運動における「丑松」思想の位置(「丑松」思想とは、小説の主人公である瀬川丑松が「自らの部落出身という出自を隠して生きていく姿勢」をいう)

〔注2〕当時の偏見に満ちた俗悪解放論の存在(天皇赤子論・人種差別論・抜擢解放論・漸進的解放論・移民移住論等々)

(2) 水平社宣言と注釈編(2002年/部落解放・人権研究所)

①水平社宣言の歴史的意義

1. マイノリティ当事者による世界初の人権宣言
2. 思想的諸潮流を内包させた人間賛歌の基調(短い宣言文の中で「人間」という表現を10回も使用)
3. 「人間を尊敬する事」を基調に据えた反差別宣言
4. 被差別の社会的立場の可視化と人間的誇りへの揺るぎない自覚(「吾が特殊部落民よ団結せよ」「吾々がエタであることを誇り得る時がきた」と差別語を敢えて使用しながら反転攻勢の姿勢を堅持し、「誇り得る人間の血は、涸れずにあつた」ことへの自負と自覚)
5. 自主解放の思想(「部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」)
6. 「綱領」にみる崇高な理念=「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」
7. 「決議」にみる糾弾の論理=「吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意思を表示したる時は徹底的糾弾を為す」

②水平社宣言の弱点

1. ジェンダー意識(女性差別)の内在(「兄弟」「男らしき」)
2. 特殊部落=エタの図式による他の賤民層の軽視・排除
3. 元号使用(「大正11年3月3日」/天皇制批判の視点欠落)

③今後の水平社創立宣言の掲載にあたっては、必ず「注釈」を同時掲載

(3) 水平社宣言の要点

- ①「全国に散在する吾が特殊部落民団結せよ。」
 1. マルクス・エンゲルス『共産党宣言』の「万国の労働者よ団結せよ」の巻頭語
 2. 「特殊部落民」の賤称語の使用の意味とその対象範囲の問題
 3. 「散在」の意味
- ②「これ等の人間を勤るかの如き運動」
 1. 「勤わる」の解説
 - ①音読み＝ソウ・ショウ・ジョウ
 - ②訓読み＝かすめと(る)・すばや(い)・た(つ)・ほろ(ぼす)
 - ③字義＝断ち切る・殺す・奪い取る・掠め取る・滅ぼす・素早い
 - ④一般的に使用される「労わる」(＝同情の気持ちをもって大事にしたり暖かく接したりすること)の語ではないのは、「憐憫」(あわれむこと)のニュアンスを拒否する姿勢を明示
 - ⑤同情融和の政策や運動は、「暖かく接している」ように見えるが、実は当事者の人間性・尊厳性を「奪い取る」ものであり、結果として人間を「殺す」姿勢であり政策であるとの批判を込めた表現
 2. マクシム・ゴーリキー(1868年～1936年)『どん底』(戯曲/1902年)
 - 昇曙夢訳(奄美群島出身/ロシア文学者/正教会信徒/1910年発行/聚精堂)→水平社宣言は、この訳を引用
サーチン「人間は元来勤はるべきものぢやなく、尊敬すべきもんだ。」
 - 中村白葉訳(1936年発行/岩波書店)
サーチン「人間は自由だ……なにごとにしろ、自分で勘定をつけていくんだ—信心にしろ、不信心にしろ、色恋にしろ、知恵にしろだ。人間は、何事も自分で勘定をつけていく、だから、人間は自由なんだ!……人間—これは真実だ!人間とはいってえなんだ?……それはお前でもねえ、おれでもねえ、奴等でもねえ……みんなちがう!それは、お前も、おれも、やつらも、爺さんも、ナポレオンも、マホメットも……みんな一緒にしたものだ!(指で空に人間の形を描く。)わかったか?それはどえらく大きなもんだ!その中には、すべての初めと終わりとがあるんだ……すべて人間の中にあるんだ、すべては人間のためにあるんだ!この世に存在しているのはただ人間だけで、そのほかのものはいっさい—人間の腕と頭の仕事だ!にいんげえん!どうだ—てえしたものじゃねえか!じっさい豪勢なひびきがするじゃねえか!にいんげえん!人間は尊敬しなくぢやならねえよ!憐れむべきものじゃねえ……憐れんだりして安っぽくしぢやならねえ……尊敬しなくぢやならねえんだ!さあ、ひとつ人間のために飲もうじゃねえか、男爵!(立ち上がる。)なんだな—自分を人間だと感じること、こいつはじつにいいものじゃねえか!」
- ③「吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動」
- ④「陋劣なる階級政策の犠牲者」
- ⑤「産業的殉教者」
- ⑥「人間が神にかかわらうとする時代にあうたのだ。」
- ⑦「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。」
- ⑧「吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。」
- ⑨「人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤はる事が何であるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。」
- ⑩「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」
 1. 「熱」の意味＝「差別の氷を溶かす暖かさ」「暖かい人の世」の「暖かさ」の意味
 2. 「光」の意味＝「真理」の光＝『人間らしき人間』(尊厳)を取り戻すこと

3. 「人間」の読み方＝「じんかん」（宗教的読み方）ではなく、「にんげん」と訓読

II. 部落差別の現実、今…

(1) 部落差別解消過程の概要

①明治以降150年における部落差別解消過程の5段階の概要と特徴

1. 部落差別の社会的容認時代＝明治維新から敗戦までの77年間
2. 部落差別の社会的黙認時代＝敗戦から同対審答申までの20年間
3. 部落差別の社会的指弾時代＝同対審答申から特措法失効までの37年間
4. 部落差別の社会的混沌時代＝特措法失効から推進法制定までの15年間
5. 部落差別解消への新たな時代＝す新法制定から現在までの5年間

②水平社創立以降100年における部落解放運動3期区分の特徴と概括

1. 第1期部落解放運動＝糾弾闘争主導の時代（水平社から敗戦までの20年間）
2. 第2期部落解放運動＝行政闘争主導の時代（戦後から反差別国際運動結成に至る1990年前後までの45年間）
3. 第3期部落解放運動＝共同闘争主導の時代（90年から現在までの30年間）

③部落解放運動の今日的到達点の確認

1. 100年近くにわたる闘いによって、日本社会における社会的価値観や規範としての「差別撤廃・人権確立」を定着させつつある段階にまで押し上げてきていること。
2. 水平社宣言にもとづく部落解放運動が多くのマイノリティの人たちの権利回復と人間的誇りを取り戻す波及効果を及ぼしてきたこと。
3. 反差別国際運動の結成と活動を通じて国際人権基準伸展の一翼を世界のマイノリティとともに担ってきていること。

④継承すべき闘いの成果（戦後の部落解放運動を中心）

1. 部落の生活と権利を回復するための闘い（人間の尊厳と生存権を守る闘い）'50
2. 義務教育教科書無償化の闘い（教育権を確立する闘い）'60
3. 狭山差別裁判糾弾の闘い（司法民主化と「万人は一人のために」の闘い）
4. 最賃制見直しと前歴換算制改廃の闘い（低賃金構造と職業差別撤廃の闘い）'70
5. 新採時の社用紙から統一応募用紙への切り替えの闘い（就職差別撤廃の闘い）
6. 生活保護費の男女格差是正の闘い（生活権確保と女性差別撤廃の闘い）'80
7. 国際人権諸条約批准と具体化の闘い（あらゆる差別撤廃と人権伸長の闘い）
8. 人権の法制度確立の闘い（国内人権機関の創設など人権擁護・促進の闘い）
9. 地域での部落差別撤廃・人権条例制定の闘い（人権草の根運動の闘い）'90
10. 成績条項撤廃の高校奨学金制度の一般化の闘い（教育の機会均等の拡大の闘い）
11. 人権のまちづくり運動の闘い（生活圏域での人と人の豊かな関係づくりの闘い）
〔歴史的教訓〕＝部落問題解決の仕組みを、困難をかかえたすべての人の問題解決の仕組みへと拡大させていくこと

⑤克服すべき部落解放運動の弱点と欠陥への認識（今日の困難な状況）

1. 一連の不祥事による社会的信頼の失墜
2. 同和人権行政の不当な縮小・後退
3. 格差社会・経済不況のしわ寄せが部落に押し寄せていること
4. メディア関係の一部に非合理的な「同和」バッシングの姿勢が存在
5. 社会的意識として差別的偏見や逆差別的意識が潜在的に根強いこと
6. 組織内において行政依存体質が克服し切れていないこと

(2) 部落差別実態の今日的状況の特徴

- ①「目に見える差別」から「目に見えない差別」への実態変化（差別の「結果」事実か

- ら差別の「原因」事実への実態移行) → 部落差別解消推進法の積極的活用
- ②「顔が見えない陰湿で巧妙な差別事件」の横行と「差別を当然視する確信犯的差別事件」の台頭(差別の潜在化と顕現化現象) → 「在特会」や「鳥取ループ・示現舎」に対する判決の活用と「人権委員会」設置と「差別禁止法」制定の取り組み強化
- ③同和行政・同和教育の進展による部落内階級・階層構造の急速な変化
1. 富裕層、中間層、貧困層への分化(貧困と差別の一体化の崩壊現象)
 2. 都市部における富裕層・中間層の流出と一般貧困層の流入傾向
 3. 農村部における過疎・寒村化(若年層の一方向的流出傾向)
 4. 日本社会の矛盾(格差と分断等)が直接的に顕現化(協働課題の拡大)
- ④部落の実態変化を踏まえた新たな運動と組織の再構築が喫緊の課題

(3) 部落差別の存続根拠考察への3つの視座

①第1の視座＝差別の「社会的機能」としての3つの機能(「悪の効用」)

1. 政治的分裂支配の機能〔古今東西を問わず伝統的な「分断して支配せよ」という支配・差別の論理であるが、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の処世訓として宣伝し、反抗勢力の団結阻害することで、支配の安定を図る機能〕
2. 経済的超過利潤追求の機能〔停滞的過剰人口(失業・半失業)の存在による低賃金・過酷労働条件の「重石」をつくりこむことで、等価値交換という正当な賃金を引き下げ不当な超過利潤を生み出す機能〕
3. 社会的統合の機能〔同化と排除による同調圧力機能＝本来異なる個々人の存在を為政者にとって都合の良い同質的な帰属集団に属すると感化(同化)することで、人心の不安を安定させるとともに、異質な者を排除することで帰属意識をより強化しようとする機能〕

②第2の視座＝部落差別存続の社会的背景(3つの側面からのアプローチ)

1. 社会意識としての部落差別観念(社会意識の側面)
 - ①今日の部落差別意識は、近現代をも含む歴史的な差別思想や意識の複合的産物
 - ②伝統的差別意識〔a浄穢思想(穢れ観)／b貴賤思想(血統的身分観)／c華夷思想(民族差別観)／d家思想(家父長制的序列観)／e不合理な因習・習俗等〕
 - ③近代的差別意識〔a優生思想／b衛生思想／c能力主義思想等〕
 - ④新たな差別意識〔a逆差別的意識／bねたみ差別意識等〕
 - ⑤さらに、これらの差別観念と深く絡み合っただけでなく、部落問題解決を困難にしている諸偏見も存在〔a寝た子を起す論／b部落責任論(当事者責任論)／c部落分散論／d宿命論／e人間本能論〕
 - ⑥近代日本の社会政策は、「家思想と優生思想」を基底においた「勤勉・節約・自己責任」の倫理観をベースにした制度設計がなされており、社会矛盾・社会的リスクが個人責任(家的家族責任)に転嫁されるという仕組みをもっており、この社会政策が社会分断を誘発し逆差別意識を生み出してきたとの認識が重要
2. 社会構造に組み込まれている部落差別(社会構造の側面)
 - ①差別を温存する社会的な構造やシステムが存続する限り、新たな差別意識は日々再生産・醸成されていくことになり、これを改廃していくことが不可欠
 - ②具体的な社会構造とシステム
 - a就労や結婚における身元調査のシステム
 - b家思想を維持・再生する戸籍制度
 - c社会的「弱者」を排除する労働制度
 - d学歴主義・能力主義を生み出す差別的な教育制度
 - e人間の貴賤観念を醸成する天皇関連制度
 - f超過利潤を追求する不公正な資本の論理等
3. 人間存在のあり方が問われる部落差別への向き合い方(人間存在証明の側面)

①人間存在のあり方は、社会意識（価値観・規範）や社会構造との関係において強く左右され、差別を許さない新たな社会的価値や規範を創出することによって、すべての人を部落差別のくびきから自由にしていく人間解放の文化を創造する取り組みが必要

②人間存在証明のための4つの格闘方法

- | | | | |
|---------------------|---|---|-------------------------------|
| ①印象操作（隠蔽や成りすまし） | } | } | 同時代の主要な社会的価値観・規範を前提にした存在証明の方法 |
| ②補償努力（足らざるものを補う努力） | | | |
| ③他者の価値剥奪（悪口や差別） | | | |
| ④新たな価値創出（価値付与と価値創造） | | | 新旧価値観をめぐる激闘 |

③文学作品にみる差別との葛藤

- ①島崎藤村『破戒』（部落問題）
- ②松本清張『砂の器』（ハンセン病問題）
- ③梁石日『異邦人の夜』（在日コリアン問題）
- ④鄭棟柱『神の杖』（韓国白丁問題）

④パスカル『冥想録』（抜粋）

『人間は偉大であろうとして、自分が小さいのを見る。幸福であろうとして自分がみじめなのを見る。完全であろうとして、自分が不完全にみちているのを見る。人びとの愛と尊敬との対象であろうとして、自分の欠陥が人びとの嫌悪と侮蔑とにしか値しないのを見る。彼が感じているこの困惑は彼の想像しうるもっとも不正な、もっとも罪ある情念を、彼のうちに生じさせる。なぜなら、彼は自分を責め自分の欠陥を自覚させるこの真実に対して徹底的な憎しみを抱くからである。』

③第3の視座＝部落差別存続を容易にする社会的分断状況

1. 部落問題解決を困難にしている要因は、部落差別に固有の伝統的な差別意識（浄穢思想・貴賤思想・家思想等）を克服しきれていないことであり、同時にそれらの伝統的な差別意識が近代的差別意識（優生思想・衛生思想・能力主義思想等）と複合化されて複雑に絡みつき複雑化しているとともに、それらの考え方から醸成される諸偏見（「寝た子を起こすな」論・部落責任論・部落分散論・異民族起源論等）が根強く存在していることである。
2. さらに、今日段階で重要なことは、日本社会における分断状況が部落問題の解決を困難にしている現実を見据えることである。夥しい社会的分断状況は、「差別の社会的機能」が有効に機能している証左である。
3. そして、マイノリティ問題を解決しようとする施策が実施されると、必ずと言っていいほどに、当事者の行政施策「依存」傾向や「逆差別」現象が現れることに大きな関心をもつ必要がある。
4. そこで、社会的分断や「行政依存」・「逆差別」の現象を生み出す背景に、実は日本政府が行ってきた歴史的な社会保障政策それ自体に問題を内在させているのではないかという観点からも捉え直し、問題解決への課題と方途を明確化する必要がある。その作業をつうじて、部落差別と社会的分断状況を克服していく社会連帯実現への課題を具体化していくことが重要である。

III. 部落差別克服へむけた今後の課題

(1) 部落差別克服への独自課題と協働課題

①部落問題固有の独自課題

1. 「部落差別をする理由」（歴史性・社会性）→差別する論理の解体
2. 「歴史的集住性に特徴をもつ地域性」（地域性）→安心と安全の快適な地域

②社会連帯実現への協働課題（差別の結果もたらされる不利益・不平等状態）

1. 「労働する権利」(社会権規約第6条～8条／憲法27条)
2. 「社会保障を受ける権利」(社会権規約第9条～12条／憲法第25条)
3. 「教育を受ける権利」(社会権規約第13条～14条／憲法第26条)

(2) 部落解放の展望＝水平的社会連帯と地域共生社会の実現

①「3つの保障」充実化による水平的社会連帯の実現

- | | | |
|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 差別を許さない人権保障 2. 排除を許さない社会保障 3. 戦争を許さない安全保障 | | <p>世界人権宣言の基本精神である「平和実現の基礎は人権確立であり、人権確立の基礎は差別撤廃である」を具体化する取り組み</p> |
|--|--|--|

②人権保障の要点

1. 平和的生存権(安全と安心の下で生活する権利／「すべての生命は生きる価値がある」)
2. 共生的平等権(他者存在との共生を前提にした尊厳の平等権／「人権に軽重はない」)
3. 「社会保障を受ける権利」「労働する権利」「教育を受ける権利」を具体化する人権保障政策の展開

③社会保障の要点

1. 社会保障の論理は資本主義・自由主義の論理からは出てこないことに留意
2. 民主主義の観点から考え出されたシステムが社会保障の体系(社会保障政策をめぐって民主主義と自由主義・新自由主義とは絶えざる激突＝平等観の相違)
3. 日本の社会保障政策の今日的4本柱(生活万般のリスク対応の壮大な制度体系)

①社会保険(医療保健・介護保険・年金保険・雇用保険の4分野)

②社会福祉(障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉)

③公的扶助(生活保護制度)

④保健医療・公衆衛生(医療保健事業・母子保健・食品医療品の安全確保)

[注] 壮大な制度体系を精緻に熟知することは至難の業であり、もっとも重要なことは「制度設計の哲学」を理解し、必要に応じて個々の政策の是非を批判的に検討できる応用力を身につけることが肝要(「日本の社会保障政策の施策は数多あるが哲学が存在しない」)→「生活保護制度」の抜本的改革運動

④安全保障の要点

1. 沖縄基地問題を焦点化した日米地位協定の検討(沖縄差別の撤廃)
2. 憲法9条堅守への実効的対抗策の検討(自衛隊の位置づけと自衛権問題)
3. 東アジア共同体構想の具体化(日米安保の見直し)

⑤民主主義の原理から「3つの保障」に関わる制度設計を追求する部落解放運動

1. 民主主義の本質は人民主権(主権在民と自決権)
2. 人民主権の前提となる原則は人民間平等(共生的平等権)
3. 平等の原則を実質化する自由の権利(平等の原則を侵害する自由は制限)
4. 社会的弱者救済を重視する平等の実体化(形式的平等から実質的平等へ)
5. 「普遍」と「選別」の二元システムの承認(「合意」への「持続的対話」)

(3) 民主主義と国際人権基準の実体化の取り組みを推進する部落解放運動

①民主主義の原理からの人権確立への制度設計に関わる基本姿勢

1. 人権とは、人間が人間として存在するために譲ることのできない諸権利
2. 民主主義とは、この人権に対応し、その権利の実現をめざす政治システム(人民主権)
3. 同時に、民主主義に内在する価値として「平等」を重視(平等の原則を侵害する自由は制限＝「表現の自由は譲ることのできない権利ではあるが、差別する自由はない」)
4. したがって、人権の核心は、「共生的平等権」(人権に軽重はない)と「平和的生存権」(生命の安全と安心)

存権」(すべての生命は生きる価値がある)であることを確認

5. この基本姿勢から、「すべての人」が基本的人権を享受できる普遍的(一般対策)制度を確立しつつ、施策的には「尊厳と生存」を重視した政策的優先順位を可能にする緊急避難的・補完的選別主義(特別対策)制度を作っておくという二元システムは、平等の実質化をめざす民主主義的制度的要諦

②差別撤廃への人類の叡智と今日的な国際人権基準

1. 差別認識の4指標

- ①差別は、いかなる意味においても合理的根拠をもたない。(差別の非合理性)
- ②差別は、差別される人の「人間の尊厳」を損ない、差別する人の「人間性」を損なう。(差別の双方悲劇性)
- ③差別は、社会の平穏と世界の平和を脅かす。
- ④差別撤廃は人権確立の基礎であり、人権確立は平和実現の基礎である。

2. 差別撤廃方策への基本的な視点

- ①差別は犯罪であるとの認識
- ②差別の結果に対する救済措置
- ③差別の原因に対する是正措置
- ④差別の再発防止にむけた法制度確立と社会意識形成

3. 差別撤廃への6つの基本方策

- ①第1方策＝差別の法的禁止
- ②第2方策＝差別的法制度の改廃
- ③第3方策＝差別の累積的結果に対する積極的是正・救済措置
- ④第4方策＝差別意識の克服にむけた人権教育・啓発の強化
- ⑤第5方策＝個々人の違いを認め合う共生の権利の承認
- ⑥第6方策＝国内人権機関の設置による差別の防止・救済策と人権伸張策の実施

4. 今日の国際人権課題

- ①『持続可能な開発目標』(SDGs)
- ②『ビジネスと人権に関する指導原則』

5. 国際人権基準に向き合う部落解放運動の基本姿勢

- ①国際人権基準は、「同対審」答申と同様に、部落解放運動にとって大きな「闘いの武器」になることは事実
- ②しかし、それすらも「絶対的基準」ではなく決して「幻想」を抱くことなく、常に是々非々を明確に認識したうえで、基準の改革をめざす姿勢を堅持することが必要
- ③改革への大きなポイントは、「国連」自体が国民国家の連合体であり、その国民国家的利益を損なわない限りにおける妥協的な基準設定にならざるを得ないという限界があり、反差別・人権の概念が「すべての人」を対象にした国境を越える概念であることから、常に国民国家の利益と反差別・人権の闘いが衝突することを念頭において、取組を進めることが肝要
- ④部落解放運動は、前述の基本的姿勢を堅持しながら、日本の部落差別やインドのダリットに対する差別、世界各地に存在する同様の差別撤廃のために奮闘することが必要。当面、「世系」もしくは「職業と世系」にもとづく差別を撤廃するために、国連人権理事会に特別報告者を設置すること、さらに、これらの差別を撤廃するための宣言、条約の制定をめざすことが喫緊の課題

(4) 部落解放運動の当面する3大戦略課題

①「人権の法制度」確立の課題〔国際人権基準を踏まえ、社会的排除・忌避・孤立を許さない民主的システムの構築による日本社会の変革〕

1. 国内人権委員会の設置を中心とする人権侵害救済法と差別禁止法の制定
2. 狭山事件の完全無罪と取り調べの可視化等司法の民主的改革の実現

3. 情報（ネット）社会における差別的情報の規制と人権情報発信への活用方法の本格的体制確立（デジタル対策本部の創設と広範な人材登用）
 4. 「戸籍法」などの差別的法制度の改廃（家族関係あり方問題の重視）
 5. 社会的排除・忌避・孤立を許さないシステムの全体像の構築（生活保護制度・生活困窮者支援制度などの抜本的改革の必要性→「生活保障制度」への再構築）
 6. コロナ禍の教訓を踏まえた「非常事態対策基本法」（仮称）の制定（現行「災害対策基本法」にみられるような国や行政がいかに私権を制限できるかの立法構造ではなく、いかに人権を守るかという立法構造にすることが肝要）
 7. 差別撤廃・人権確立を推進する行政機構の創設（「人権省」等の創設、人権啓発センターの体制と活動の充実）
 8. 差別撤廃・人権確立推進の市民活動との協議（市民参加）の仕組みの構築
 9. 社会的価値観をめぐる激烈な闘いになることへの覚悟（政治闘争化が必至／社会的共有財産の民主的管理への訓練・習熟化）
- ②「人権のまちづくり運動」推進の課題〔新たな共同体創出への豊かな人間関係を紡ぎ合う協働・共生の場としての関係性づくりの構築／参加・自治・管理の地域自治主義の実現〕
1. 地域福祉運動、地域教育運動、地域就労支援運動などの具体的課題を通して、重層的にさまざまな人びとが結びあうネットワーク運動
 2. 無知と無関心が呼び起こす差別・偏見を、知り合い繋がり合う関係の中で克服していく協働の場づくり運動
 3. 社会的起業・企業などの地域経営の視点をもった持続可能な人権市民運動（市場における不公正・不平等を是正する視点が重要／「大阪府改正ハートフル条例」やその具体化としての「総合評価入札制度」等は好事例）
 4. 民設置民営をも見据えた互助・共助の隣保事業運動の強化（社会的に必要な隣保事業は、社会保障権・労働権・教育権を保障する取り組みとして推進）
- ③「人権教育・啓発運動」推進の課題〔人間の生き方への真摯な追究にもとづく新たな社会的価値観の創出にもとづく人間変革の実現〕
1. 差別問題から「人間の存在証明」の方法を問い直す営み〔人間解放の思想〕
 2. 「人間を尊敬する」ことからつくりあげる共生の思想〔共生の思想〕
 3. 人と人の豊かなつながりを紡ぎ合う関係づくり〔反差別の思想〕
 4. 人権教育・啓発推進法や「人権教育のための世界プログラム」の具体的活用
 5. 情報化社会の発展のものでくり広げられる匿名性に依拠した差別情報の拡散に対抗する反差別・人権情報のネット配信体制の確立
 6. 道徳教育の中身は同和教育・解放教育で練り上げられてきた人権教育であるとの観点から、人権教育と道徳教育の統一的展開による「真の道徳教育」を創出
 7. 人権教育・啓発の内容に、部落問題を系統的に位置づける必要性（共通のテキスト作成が必要）

（5）新たな運動を展開するに相応しい組織のあり方と組織名称の検討

- ①組織論や組織名称論は、部落解放運動がいかなる課題と方向性を追求するのかという基本路線の議論を積み重ねたうえで、検討することが妥当
- ②但し、今日既に切実な課題となっている「同盟加入条件」に関しては、属地属人に固執しない方向での規約改正に着手することが喫緊の課題
- ③その場合、部落解放の主体として「部落差別を許さず民主主義を実現」する多元的・多様な人々の結集体として構築

（6）水平社創立100年を契機にした闘いの合い言葉

- ①水平社宣言の精神を人権文化創造の基調にすえよう！
1. 「水平社宣言」の掲載については必ず「注釈」を添付

2. 継続的な運動史の組織内教育を徹底
 3. 部落問題・部落解放運動史に関する体系的なテキスト作成
 4. 組織内教育用、学校教育用、社会啓発用テキスト作成チームの結成
- ②同和対策事業の先駆性・公益性を「市民営化」で再生しよう！
1. 部落解放運動が追求してきた公共事業の「民主的管理・運営・分配」の確立
 2. 窓口一本化論争の再検証と教訓化の継承（同促協をめぐる松田・大賀論争）
 3. 隣保館などの同和対策事業を普遍的な社会的富として「市民営化」で再生
- ③人権・民主主義・平和・環境の社会運動の牽引車になろう！
1. 新型コロナウイルス感染対策における差別禁止条例、私権制限に対する回復・補償政策、学校・隣保館など公的施設を使ったPCR検査の徹底、等々の運動化と「緊急事態対策基本法」（仮称）を人権保障の観点から制定する必要
 2. 人権・民主主義課題ではつねに社会運動の先頭に立つ意識形成と実践
 3. 厳存の共闘組織を社会政策課題でネットワーク化し、協働行動化
- ④多元性・多様性を包摂する運動と組織の再構築をはかろう！
1. 部落解放運動は、同盟、要求別・階層別組織、共闘組織による協働闘争で推進。
 2. 部落解放同盟は、綱領（目的）に賛同する部落内外の人をもって構成
 3. 支部組織は、部落を基礎にしながらも行政区・ブロック単位での広域組織化
 4. ネット活動者も組織できる組織形態の創出

以 上
(文責 谷元昭信)

全国水平社創立大会「宣言」「綱領」「決議」

宣 言

全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の為の運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦^{いた}るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想えば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動を起こせるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖かい人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦^{いた}る事が何であるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

綱 領

1. 特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す。
1. 吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す。
1. 吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かつて突進す。

決 議

1. 吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意思を表示したる時は徹底的糾弾を為す。
1. 全国水平社本部に於て吾等団結の統一を図る為め月刊誌『水平』を発行す。
1. 部落民の絶対多数を門信徒とする東西両本願寺が此際吾々の運動に対して包蔵する赤裸々なる意見を聴取し其の回答により機宜の行動をとること。

右決議する。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

【水平社創立大会「宣言」「綱領」「決議」解説の注釈】

(部落解放・人権研究所編／1982年)

①**特殊部落民** 「特殊部落民」は日本語の原意としては「特殊な集落の住民」となるが、1900年ごろから行政関係者によって、一般民衆と比べて卑しむべき奇異な存在であるという見方を強調するために被差別部落の人びとに対して差別的に用いられた。しかし、全国水平社創立者たちは、差別的な意味での「特殊部落民」の使用については抗議したが、一方では、部落民自らが「特殊部落民」であることを卑下するのではなく、誇り得るべきであるという意味で、あえて自らに対して「特殊部落」を使った。

②**兄弟** 部落差別に苦しんでいるのは部落の男女であったから、本来は「兄弟姉妹」となるべきであるが、当時の日本社会においては女性に対する差別観は強く、全国水平社創立者たちも主として部落の男性に対して呼びかけただけであったので「兄弟」となった。

③**運動** 宣言でいう「運動」とは全国水平社創立以前の部落の衛生や風俗などを改善しようとした部落改善運動や、社会に対して差別の反省と部落に同情を求めた融和運動をさすが、これらはいずれも恩恵的・慈恵的であるとして全国水平社創立者たちから厳しい批判を浴びた。

④**男らしき** 「男らしき」は部落の産業的役割を強調するために用いられた形容詞的表現であるが、この表現の裏には男性は女性よりも優れているという当時の日本社会の女性に対する認識があった。

⑤**そうだ、そして吾々は、…時代にあうたのだ。** これまでは神は絶対的な存在として人間によって尊敬・崇拝の対象とされてきたが、これからはその神に代わって人間自体が無限の可能性を持った尊敬すべき存在とされる時代になったという意味。

⑥**エタ** 「エタ」の原意は穢れが多いという極めて差別的な用語であり、近世の身分制社会では一般的に用いられ、近代になっても被差別部落の人びとに対してしばしば使われた。しかし全国水平社創立者たちは、「エタ」という用語を差別的な意味で使った社会に対しては厳しく抗議したが、部落の仲間に対して「エタ」であることを誇り得るべきであると主張した。

⑦**水平社** 「水平社」の水平とは差別のない平らな社会を実現しようという意味から用いられ、そのための結社であるとして水平社と名付けられた。当時においては、水平社とは自主的部落解放運動団体の代名詞であった。そして、それぞれのレベルに応じて、頭に全国、府県名、地域名をつけて言い表した。

⑧**大正11年3月** 本来は、天皇制を前提とした日本独自の年代表記である元号を用いた「大正11年」ではなく、反天皇制の立場から「1922年」とすべきである。ここでは歴史的意味を尊重し、年代表記を含め宣言・綱領・決議全文を原文どおりとしている。

以上

部落地名裁判

差別許さぬ意思共有を

出生地や住む場所を人を差別することを許してはならない。司法の判断を機に、この意思を社会で改めて共有したい。

被差別部落の地名リストをネットに公開し、書籍を出そうとした川崎市の出版社とその運営者に、東京地裁はリストの削除と出版禁止を命じた。部落解放同盟と被差別部落出身の約230人の訴えを大筋で認めた。

焦点は、地名の公表が人権侵害に結びつくかどうかだった。判決は、「個人の住所や本籍地の情報をリストと照合することで、被差別部落とされた地域にあることがわかる」としてプライバシー侵害を広く認定。結婚、就職での差別的な取り扱いや中傷など、重大な被害につながる可能性があるとした。

地域をたざらす行為でしかない。判決が公益目的は認められないとし、男性に賠償を命じたのも当然だろう。

一方、地名リストのうち6県分については公開が禁じられなかった。各地から裁判に加わった原告のうち、自らの情報を公表して活動してきた一部の人について、プライバシー侵害が否定されたためだ。

原告の背後には、名乗り出ることをためらう多くの人たちがいる。それを思うと地裁の判断は納得しがたい。原告側は控訴する方針で、高裁ですべて救済する手立てが探られるべきだ。出版社側は今回、戦前に作成された「全国部落調査」の複製版の発行をうたった。1970年代には、地名リストの図書「部落地名総鑑」を企業などが購入し身元調査などに用いていたことがわかり、社会問題になった。これには政府が図書を回

収、焼却して対処してきたが、ネットによる拡散という新たな課題が生じている。東京法務局は16年、出版社側に掲載中止を「説示」。18年には法務省が各地方法務局に対して「削除要請の対象にすべきだ」と通知した。強制力はないが、通信事業者などの協力も得ながら、一つひとつ対応していく必要がある。

被差別地域の生活環境は、国が02年春まで33年にわたり行った同和对策事業などで、一定程度改善された。しかし、差別や偏見は根強く残っている。

16年末に成立、施行された部落差別解消推進法は、部落差別のない社会の実現をうたう。相談体制や教育・啓発の充実を掲げるが、現に起きている問題にどう生かすか。憲法が定める法の下の平等の実現へ、決意と行動が問われている。

同和地区名公開は違法 許されない差別の助長だ

被差別部落の地名リストを出版、ウェブサイトに公開した。司法の判断を機に、この意思を社会で改めて共有したい。判決が公益目的は認められないとし、男性に賠償を命じたのも当然だろう。

出生地や住む場所を人を差別することを許してはならない。司法の判断を機に、この意思を社会で改めて共有したい。

同和地区名公開差し止め プライバシー侵害認める

東京地裁判決

被差別部落の地名リストを出版、ウェブサイトに公開した。司法の判断を機に、この意思を社会で改めて共有したい。



一部対象外「煮え切らぬ」 判決は、個人住所や本籍地の情報をリストと照合することで、被差別部落とされた地域にあることがわかる...

貧困・格差

公助の「穴」 ふさぐのが先

2021.9.16 朝日

長期政権を
問い直す

③

食料配布を待つ長い列に、3歳の子の手をひく30代の母親の姿を見たときの衝撃は今も胸に残る。

コロナ禍での貧困危機。「炊き出し」や年末年始な

どの食料支援の会場に何度も取材で足を運んだ。工場を雇い止めされ寮にいられなくなった20代男性。飲食店が倒産し職探し中の40代男性。IT関係職種で「派遣切り」にあい失業手当も切れたと語った50代女性。様々な年代、職種の男女が列に並んでいた。

多くは、不安定な働き方で暮らしをつないでいた人々だ。在宅ワークなどで継続して収入を得られる層との格差も鮮明になった。

安倍・菅内政権は、各種の臨時的な給付金、無利子の「特例貸し付け」などの対策を講じた。急場をしのご生活資金の支援として意味はあったが、危機は長期化し、応急処置だけでは支えきれなくなっている。

特例貸し付けの利用は、4日時点で271万件を超え、総額1・2兆円に迫る。借り入れは最大200

万円。住民税非課税世帯への返済免除はあるが、一定の収入が戻れば返済の負担が家計を圧迫する。にもかかわらず、なぜこれほどの申請が殺到したのか。背景には、生活保護の利用に至らない「一歩手前」の困窮層にとって、利用できる経済的支援策がほとんどない、という現実がある。コロナ禍が浮き彫りにした公助の巨大な「穴」と言える。

この「穴」をふさぐためには、社会保障制度の抜本的な見直しが必要だ。しかし、安倍・菅内政権において手つかずのままだ。検討すべき項目のひとつは「住宅手当」の創設だ。

生活困窮者自立支援制度に「住居確保給付金」という支援策がある。失業者などを対象とする期間限定の家賃補助だ。これを、期間制限のない困窮者一般向けの住宅手当として発展させて

制度化できないか。またフードバンクなどの支援団体が奮闘する「食支援」を、生活困窮者自立支援制度などに正式に位置づけ、全国的に拡充することも検討に値すると思う。

もうひとつの公助の「穴」は、生活保護が最後の安全網として機能していないことだ。振り返れば、安倍政権は政権復帰直後の2013年、生活保護基準額を3年かけて平均6・5%減額することを決めた。戦後最大の減額だ。18年から20年にかけても1・8%下げた。自助・自立が強調され、公助の要である生活保護は一貫して抑制されてきた。コロナ禍の困窮者対策を問われ、菅義偉首相は今年

1月、「最終的には生活保護」と述べた。だが根強い偏見もあり、制度を利用できない人が数多くいる。

公助抑制の流れを転換し生活保護の活用を本気で呼びかけるなら、申請を阻む制度的な壁を解消しなければならぬ。扶養照会の範囲の限定や、預貯金・自動車保有などの資産要件の大幅な緩和が不可欠だ。こうした見直しにどこまで踏み込むかで、本気がわかる。

菅首相は昨年の就任会見で、目指す社会像として「自助・共助・公助、そして絆」と述べ、まず「自助」を挙げた。だが、いま求められるのは公助の「穴」をふさぎ、その機能を強化することだ。(編集委員・清川卓史)

主な国際人権条約と批准状況一覧

2021年4月1日現在

	条 約 名	採 択 年月日	発 行 年月日	締約 国数	日本の締 約年月日
01	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965.12.21	1969.01.04	182	1995.12.15
02	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約（社会権規約）	1966.12.16	1976.01.03	171	1979.06.21
	選択議定書（個人通報制度）	2008.12.10	2013.05.05	26	
03	市民的及び政治的権利に関する国際条約（自由権規約）	1966.12.16	1976.03.23	173	1979.06.21
	第1選択議定書*（個人通報制度）	1966.12.16	1976.03.23	116	
	第2選択議定書*（死刑廃止）	1989.12.15	1991.07.11	89	
04	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）	1979.12.18	1981.09.03	189	1985.06.25
	選択議定書*（個人通報制度）	1999.10.06	2000.12.22	114	
05	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	1984.12.10	1987.06.26	171	1999.06.29
	選択議定書*（拷問等防止小委員会）	2002.12.18	2006.06.22	90	
06	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1989.11.20	1990.09.02	196	1994.04.22
	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の議定書	2000.05.25	2002.02.12	171	2004.08.02
	児童売春、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（売買春選択議定書）	2000.05.25	2002.01.18	177	2005.01.24
	児童の権利に関する条約の選択議定書*（個人通報制度及び調査制度）	2011.12.11	2014.04.14	47	
07	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*（移住労働者権利条約）	1990.12.18	2003.07.01	56	
08	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2006.12.13	2008.05.03	182	2014.01.20
	選択議定書*（個人通報制度）	2006.12.13	2008.05.03	97	
09	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2006.12.20	2010.12.23	63	2009.07.23
10	難民の地位に関する条約（難民条約）	1951.07.28	1954.04.22	146	1981.10.03
	難民議定書	1967.01.31	1967.10.04	147	1982.01.01
11	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）	2000.11.15	2003.12.25	178	2017.07.11
12	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*（ジェノサイド条約）	1948.12.09	1951.01.12	152	
13	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	1968.11.26	1970.11.11	56	

14	婦人の参政権に関する条約	1953.03.31	1954.07.07	123	1955.07.13
15	既婚婦人の国籍に関する条約*	1957.01.29	1958.08.11	75	
16	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	1962.11.07	1964.12.09	56	
17	無国籍者の地位に関する条約*	1954.09.28	1960.06.06	95	
18	無国籍の削減に関する条約*	1961.08.30	1975.12.13	76	
19	奴隷改正条約**				
	1926年の奴隷条約*	1926.09.25	1927.03.09	***	
	1926年の奴隷条約を改正する議定書*	1953.10.23	1953.12.07	61	
	1926年の奴隷条約の改正条約**	1953.12.07	1955.07.07	99	
	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	1956.09.07	1957.04.30	124	
20	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949.12.02	1951.07.25	82	1958.05.01
21	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	1973.11.30	1976.07.18	109	
22	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	1985.12.10	1988.04.03	62	

〔注〕*日本が未加盟の条約については仮称。/**「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約となる方法には、①改正条約の締結、②奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。/**国連ホームページ上に締約国数の記載がないもの。

【出典:アジア太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)】

国際人権条約に関わる日本の批准状況の特徴

- (1) 国際人権諸条約は、32(本条約数22/関連議定書等10)であり、日本が批准している条約数は12条約、関連議定書は3である。
- (2) 条約批准率は約5割、関連議定書は3割という状況である。日本の人権に対する取り組みの後進性が顕著である。「経済は先進国、人権は後進国」といわれる所以である。
- (3) 批准している人種差別撤廃条約に関しても「第4条留保」という条件付きであり、個人通報制度に関わる選択議定書はすべて未批准であることは問題である。
- (4) また、未批准の条約については、「移住労働者権利条約」、「ジェノサイド条約」、「戦争犯罪時効不適用条約」、「国籍に関わる条約」、「アパルトヘイト関連条約」であることにも留意する必要がある。

主要な国際人権条約関係資料（要点抜粋）

（1）『世界人権宣言』（1948年12月10日 国連総会第三会期採択）

①世界人権宣言の前文（基本精神）＝「平和実現の基礎は人権確立であり、人権確立の基礎は差別撤廃である。」

「…人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された…」

②世界人権宣言の注目すべき条項（第1条～第30条）関係

第22条 すべて的人是、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。〔社会保障権〕

第23条 1 すべて的人是、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて的人是、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保護する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて的人是、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。〔労働権〕

第24条 すべて的人是、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1 すべて的人是、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保護を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。」

第26条 1 すべて的人是、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。〔教育権〕

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限のみに服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。〔抵抗権〕

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものとして解釈してはならない。

(2) 『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』 (人種差別撤廃条約) [1965年国連総会採択/1995年日本批准]

第1条 1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を擁護し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規はいかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するために、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することになってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第4条 締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態の如何を問わない。)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることをみとめること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

(3) 『市民的及び政治的権利に関する国際規約』 (自由権規約) [1966年国連総会採択/1978年日本批准]

① 自決の権利と互恵の原則 (第1条)

② 非差別・平等の原則 (第2条～3条)

③ 制限事態の厳密定義 (第4条「1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要な限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。 2 1の規定は、第6条、第7条、第

8条1及び2, 第11条、第15条、第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。」)

- ④生命に対する固有の権利(第6条)
- ⑤拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない権利(第7条～8条)
- ⑥身体の自由及び安全についての権利(第9条～10条)
- ⑦契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘禁されない権利(第11条)
- ⑧移動の自由及び居住の自由の権利(第12条)
- ⑨公正・公平な公開審理による裁判を受ける権利(第14条)
- ⑩罪刑法定主義の原則(第15条)
- ⑪法律の前に人として認められる権利(第16条)
- ⑫プライバシーの権利(第17条)
- ⑬思想、良心及び宗教の自由についての権利(第18条)
- ⑭表現の自由の権利(第19条「1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き、若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a)他の者の権利又は信用の尊重(b)国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」)
- ⑮戦争・差別唱道の禁止(第20条「1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。 2 差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」)

(4) 『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』(社会権規約) [1966年国連総会採択/1978年日本批准]

- ①自決の権利(第1条)
- ②非差別・平等と非制限の原則(第2条～5条)
- ③労働の権利(第6条～8条/公正かつ良好な労働条件を享受する権利・同一価値労働同一賃金の原則・労働組合加入の権利・同盟罷業の権利等)
- ④社会保障を受ける権利(第9条～第12条)
- ⑤教育を受ける権利(第13条～第14条/初等教育は義務的かつ無償化/中等教育は漸進的無償化/高等教育は漸進的無償化等)
- ⑥その他の権利(第15条/文化的な生活に参加する権利・科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利・自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利等)

(5) 『国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則』(『パリ原則』)の概要について

- ①はじめに(『パリ原則』制定の背景と経過)
 1. 国連においては、1990年までに人権にかかわる基本的な基準設定はほぼ終了という認識の元に、今後はこの国際人権基準を各国が責任を持って具体化していく必要があり、そのために設立すべき国内人権機関に関する原則を定めることにし、1991年にパリで国際セミナーを開催して「国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(『パリ原則』)」を確立した。

2. 1992年には、この『パリ原則』が、国連人権委員会決議として採択され、1993年には、国連総会決議として採択された。この決議採択には、日本政府も賛成票を投じたことは周知のところである。
3. これ以降、各国で人権委員会等の国内人権機関を設置するにあたっては、各国の独自性を考慮しながらも、基本的には『パリ原則』に則って設置していくことが国際的責務となっている。

②権限と責任についての定義

1. 法的根拠に基づく制度であることを確認（設立根拠）
2. 上部に監督庁をもたないもの（機構の性格）
3. 機関から出される意見具申や勧告、提案、報告は、それ自体として権威をもったものとして国の機関に受け取られるべき
4. 権限と責任
 - ①立法、行政行為、司法組織に関する権限
 - ②一般的な国内の人権状況に関する権限
 - ③国際人権条約の履行義務の1つとして課せられている国内人権状況に関する報告の準備に関する権限
 - ④国際人権基準と国内法の整合性の確保に関する権限
 - ⑤国際人権条約の批准を促進する権限
 - ⑥国際人権条約に基づく義務についての報告書の作成に関する権限
 - ⑦国連その他の国際機関との協力に関する権限
 - ⑧人権教育、訓練その他のプログラムに関する権限
 - ⑨意識開発、情宣、広報に関する権限（NGOからの協力を得ながら進めていくことが規定されている）

③構成と独立性及び多様性の保障に関する原則

1. 独立の財源の確保
2. 運用や支出についても独立した権限を確保
3. スタッフの選出や任命に関しても独立した決定権
4. 施設についても十分に保障されている必要
5. 選任・任命される委員の身分ないし権限についても独立性を保障

④多様な分野の参加協力に関する原則

1. 国内社会の多様な分野からの協力を確保し、様々な人々の参加を確保するという多様性の保障（例／NGO、労組、医者、弁護士等）
2. 学術・研究などの側面において、大学や研究機関、議会などの協力
3. 政府機関との協力

⑤具体的な活動内容

1. 権限内にある問題事項を監督・指示を受けることなく取り扱うこと
2. 事情聴取や書類の受理を自由に行うこと
3. 勧告や意見などの公開などの手段を通じて世論に直接訴えること
4. 公開の定期的会合を開催し、非公開の場合でも報告書を公開するなどの措置をとること
5. 作業部会や地域委員会や地域部会などを設置して、その活動や機能が国内のすみずみにまで及ぶように配慮すること
6. 他の機関との協議や協力を行うこと
7. NGOとの間で密接な協力関係を保つこと

⑥付加的原則

1. 友好的な解決のための仲裁や調停を行う
2. 侵害があった場合は、侵害の除去や補償のための方策について助言を行う
3. 苦情の聴取と適切な機関への送付を行う
4. 権限を有する適切な機関に対して勧告を行う（例／法・規制などの改正、行政行為の変更・修正等）

以 上